

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 29 年 6 月 16 日現在

機関番号：34416

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26380022

研究課題名(和文) 現代ミャンマー法の特質の検討ーインド法との比較検討をもとに

研究課題名(英文) Characteristics of Modern Myanmar Law: Comparative Study with Indian Law

研究代表者

浅野 宜之 (Asano, Noriyuki)

関西大学・政策創造学部・教授

研究者番号：50321097

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,200,000円

研究成果の概要(和文)：現代ミャンマー法の特質について、インド法を比較対象として、比較法学的見地から検討を行った。基礎資料としては「ビルマ法典」と「インド法典」を用い、同時にこれまで制定された憲法に基づいて、法制度の発展と社会文化との関係、あるいは統治機構の変容と憲法の関係性について考察した。元来イギリス植民地被統治国であるところ、法制度の発展には大きくはないものの、差異が生じたことが明らかにされた。また、ミャンマーにおける立憲主義の発達について、今後司法制度の持つ意義が小さくないことを示した。

研究成果の概要(英文)：To consider characteristics of modern legal system of Myanmar, compare with Indian legal system. Basically using "Burma Code", "India Code" and some Constitutions of Myanmar and other Asian countries. Both countries (and some other south asian countries) are colonized by United Kingdom, but legal development was different from each other. It is made clear that such differences might be derived from difference of social-cultural backgrounds. Also it was described that the role of Judiciary will be important for development of the Constitutionalism in Myanmar.

研究分野：アジア法

キーワード：アジア法 比較法 ミャンマー法 インド法

## 1. 研究開始当初の背景

2011年の民主化以降、ミャンマーの政治的、経済的側面からの関心の高まりが大きくなり、日本企業の進出数でも、ヤンゴン日本人商工会議所の会員数は2013年段階で100社を超え、投資の相手先として注目されるようになっていた。

民主化されたミャンマーは、その独立前は英領インドの一部であるビルマとしてイギリスの植民地統治を受け、インドと同じように法の継受がなされた。とくに、インドにおいてなされた「法典化」により、ビルマでは多くの成文法が適用されるにいたった。その集成とされるのが「ビルマ法典 (Burma Code)」である。「ビルマ法典」はインドにおいて制定された各種法令と同様のものと考えられたが、独立後はそれぞれの国において別個の法制度の発展がなされたものと考えられる。しかし、ビルマ法に関しては近代以前の法制度についての検討を除くと、その歴史的発展の分析は十分になされているとは言い難かった。

また、検討が十分になされていない点は憲法制度についても同様であった。政治学の観点から、または歴史学の観点から憲政史について検討がなされてきているが、比較法学的な観点からミャンマー (ビルマ) 憲法について検討したものは、研究開始当初においては見受けられなかった。

以上のビルマ法典及びその後のビルマ (ミャンマー) における法制度の発展、ミャンマー憲法の比較法的検討の二点については、ミャンマー法制研究の中でも重要かつ残された課題であったということが出来る。

## 2. 研究の目的

本研究は、現代ミャンマー法の特徴を明らかにするために、比較法的に検討を行う。検討に際しては、主にインド法を比較の対象とした。これは上述の通りインドがミャンマー (ビルマ) と同様イギリスの植民地支配を受け、その際に近代法制度の継受がなされたために法制面での類似性がみられると考えられたためである。筆者は申請時点までインド法並びにインド司法について研究を行ってきたが、2013年にミャンマーを訪問し、大学関係者や法曹から聞き取りを行った際、ミャンマー法がインド法と同じ根を持つにもかかわらず、その比較検討が十分になされていない現状を見聞きした。これをもとに、現代ミャンマー法の特徴を明らかにするため、まずインド法との比較検討を行うものである。こうした検討の必要性は、聞き取り調査に応じていただいたヤンゴン大学の教員のほか、弁護士村尾龍雄氏の論考にもみられたものである。

同時に、インド憲法との比較検討を基礎としてミャンマーにおける立憲主義の現状を検討する。南アジア地域において、インド憲法はその規定面を見る限りにおいては各国

憲法に大きな影響を及ぼしているものと考えられる。この点については、ミャンマーは一般的に東南アジアに地域分けされるとはいえ、その憲法制定に当たって何らかの影響があったものと想定される。そこで、インド憲法の現状を検討しつつ、ミャンマーにおける憲法状況を比較検討し、もってミャンマーにおける立憲主義のあり方や展望について明らかにしたいと考える。

したがって、明らかにする内容は以下の二点となる。

現代ミャンマー法の特徴をインド法との比較から明らかにすること

ミャンマー憲法の特徴を、主にインド憲法との比較検討から明らかにすること

## 3. 研究の方法

本研究に際しては、収集する資料の分析と、聞き取り調査をもとに進めた。

ミャンマーの資料については、主に収集した「ビルマ法典 (Burma Code)」を中心に検討を進めた。これは、イギリスの植民地統治が行われていた際に制定された法令の集成であることから、インド法との比較検討を行うに当たって必要不可欠な資料であると考えられたためである。

憲法については原則として現行憲法をもとに検討を行う。これは従前の憲法は社会主義体制のもとで制定されたものであるなど、政治体制が大きく異なり、比較検討を行うには困難な面が多いと考えられたことが理由である。ただし、立憲主義について検討するに当たり歴史的検討が必要な部門については過去の憲法についても視野を広げて検討を行う。

比較の対象としては、インドにおいて植民地統治期に制定された各種の法令とともに、インド憲法が挙げられる。インドにおける法令の収集については、インド法律研究所図書館などを活用する。また、判例については関西大学法学研究所に所蔵されている判例集を主に活用する。憲法は各種のコンメンタールを活用することで、条文のみならずその関連判例や解釈について情報を得て、ミャンマー憲法との比較検討に用いることとする。

## 4. 研究成果

### (1) 立憲主義について

まず、ミャンマーにおける立憲主義についての検討については、司法部のあり方に焦点を当てた。これは、近代立憲主義の理解においては基本的人権の尊重及びそのための権力の分限が不可欠な要素とされていることから、司法部の独立性や政治部門との関係性がミャンマーの立憲主義のあり方を示す一つの要素と考えられたためである。

ミャンマーの司法について検討するに当たり、憲法と裁判所法をもとに行った。とくに、過去の憲法も含めて司法関連規定の変遷を概観し、これをもって司法部の状況を明ら

かにしようとしたものである。なかでも、司法の独立に関連する部分と、司法の管轄権に関連する部分に焦点を当てて検討した。後者については、憲法にもとづく統治という立憲主義の目標に沿うための権限が付与されているか否かを明らかにするため、検討の対象としたものである。

1948年憲法では裁判所として第一審裁判所と控訴裁判所との二段階の構造が設けられていた。第一審裁判所は高等裁判所を含む制度となっており、その管轄権は第一審裁判所がいわゆる一般的な事件の第一審管轄権のほか、連邦とユニットとの紛争あるいは下位裁判所からの移送事件となっており、最高裁判所ともいえる最終上訴裁判所は高等裁判所などからの上訴管轄権を有するとされており、おおむね連邦国家の司法部によくみられる形式となっていた。また、令状管轄権についてはインド憲法第32条と類似した規定が設けられていた。裁判官の任命に関しては議会の両議院の承認の上で大統領が任命する形がとられていた。最高裁判事はラングーン高等法院又は同高裁判事を五年以上などが資格として求められており、独立前からの継続性が認められていたことが分かった。

2008年憲法の下での2010年裁判所法によれば、最高裁長官の任命について大統領が議会の承認を受けて任命する形をとっている。最高裁判事などは、大統領が最高裁長官との協議にもとづき議会の承認の上で任命するとしている。長官および判事の任命に当たり議会の承認を必要とする点において、行政の主導で決定せず、国民の代表の関与を明確化したものとみることができる。また、最高裁長官及び同判事は政党の党員から外れなければならないとされているが、これは政党が社会を分裂させるものという、軍部の政党への不信からきているとみられている。

管轄権に関しては、憲法裁判所設置のため、憲法問題への関与から外れていることが注目される。このように、元来イギリス型の司法制度であったところが一時期社会主義型の司法制度を導入し、つづいて大陸型の司法制度を導入していることから、ミャンマーの司法が時に応じて大きく変容していることが明らかとなり、また、立憲主義の要素として不可欠な司法の独立という点に関しては、制度的にこれを保障しようとする試みがみられるものの、軍部主導の議会政治の中にあっては独立性の担保が不十分になりうることを指摘できた。

本テーマについては、2015年にウィーン大学で開催されたヨーロッパ東南アジア学会で予備的に報告した。最終的には、2017年以降に刊行予定の書籍において刊行される予定である。

(2) ミャンマーの司法を検討するに際しての比較対象としてのインド司法

こうしたミャンマーにおける司法部のあり方を検討するに当たり、比較対象としてい

たインドの司法部の状況についても調査研究を行った。助成を受けていた2015年に、インドでは憲法第99次改正が施行されたのちにこれに対する違憲判決が出ていた。憲法第99次改正はそれまで最高裁判所長官及びその一部の裁判官が中心的な役割を担っていた最高裁判所や高等裁判所の裁判官の任命や異動に対する推薦権限を、新たに設置する国家裁判官任命委員会に付与するというもので、司法部の独立が侵害されるものではないかという裁判所側からの意見がみられたものであった。この問題を契機に、インドにおける裁判官の任命問題についてミャンマー法の検討と並行して資料を収集し、その結果については2015年に台湾大学で開催された国立シンガポール大学アジア法研究所第12回年次研究大会で報告を行ったほか、2017年3月に刊行された名古屋大学法政論集において論考を寄稿した。

(3) ミャンマー現代法の基礎としてのビルマ法典

インド法との比較に際して、歴史的検討に用いたのが「ビルマ法典」である。収集したビルマ法典は復刻版のほか、原本をコピーし製本したものなどであるが、いずれも植民地統治期である19世紀後半から20世紀初頭にかけて制定された各種法令が収められているものである。

検討当初はビルマ法典に収められている法令の多くはインド法と同じものと推定されていたが、実際に検討を行うかぎりにおいては、インドと共通の法令が適用されているもの(例: Foreigners Act等)のほか、上部ビルマ土地規則(例: The Upper Burma Land and Revenue Regulation, 1889)や下部ビルマ裁判所法(例: The Lower Burma Courts Act, 1900)のようにインド法と類似している法令もある一方、地域を限定した法令のようにビルマに独自のものも多数存在していたことが明らかとなった。その例としては、アラカン丘陵地域に関する法令として、アラカン丘陵民事訴訟規則(The Arakan Hills Civil Justice Regulation, 1874)や、アラカン丘陵県法令規則(The Arakan Hills District Laws Regulation, 1874)などが挙げられる。したがって、インド法全体との差異のみならず、インドにおける北東部諸州における法令等との比較も重要な視点となりうることが考えられる。

今回の研究においては、当初刑法典をてがかりにミャンマー現代法の展開について検討する予定にしていたが、これに関する十分な資料を入手することができず、この側面からの分析を十分に行うことができなかった。これについては、今後の検討課題として継続的に研究を進めたいと考える。

なお、本件に関しては、2017年以降に刊行が予定されている『講座法整備支援(仮題)』において、ミャンマー法の概要を記述するに当たり、研究内容を含めて文章化し、公表す

る予定である。

<参考文献>

Burma Code, Vol. I-XIII

Harding, Andrew (ed.), *Constitutionalism and Legal Change in Myanmar*, Hart Publishing, 2017, Oxford.

Kashayap, S.C., *Constitutional Law of India*, Universal Law Publishing, 2015.

Jain, M.P., *Indian Constitutional Law*, Lexis Nexis, 2014.

稲正樹、孝忠延夫、國分典子、*アジアの憲法入門*、日本評論社、2010

奥平龍二、*ビルマ法制史研究入門 伝統法の歴史的役割*、日本図書刊行会、2002

村尾龍雄、*ミャンマー法成立の歴史背景および民主国家としての今後の展望*、*The Lawyers*、2013年8月号、ILS出版、12-21

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計3件)

浅野宜之、孝忠延夫、インド憲法の動態と改正 第93次改正(2006年)から第101次改正(2016年)を中心として、*関西大学法学論集*、査読無、67巻2号、印刷中

浅野宜之、インドにおける司法権の独立再検討序説：インド憲法第99次改正に関わる動態について、*名古屋大学法政論集*、査読無、272号、2017、289-309

浅野宜之、*バングラデシュ憲法における「国家政策の基本原則」規定*、*ICD NEWS 法務省法務総合研究所国際協力部報*、査読無、70号、2017、5-16

〔学会発表〕(計7件)

浅野宜之、*インド法研究の現状と課題*、*アジア法学会*、*広島経済大学(広島)*、2017年6月18日

浅野宜之、*インドにおける観光と法*、*比較法学会*、*明治大学(東京)*、2017年6月3日

浅野宜之、*Development of Constitutionalism in Myanmar*、*European Association for South East Asian Studies*、*ウィーン大学(オーストリア)*、2015年8月13日

浅野宜之、*インドの議会制*、*アジア法学会*、*国際基督教大学(東京)*、2015年6月21日

浅野宜之、*インドにおける少数民族とアフーマティブ・アクション*、*比較法学会*、*中央大学(東京)*、2015年6月6日

浅野宜之、*Appointment of Judges and Independence of Judiciary*、*12<sup>th</sup> Annual Conference of Asian Law Institute*、*国立台湾大学(台湾)*、2015年5月24日

〔図書〕(計1件)

浅野宜之他、*旬報社*、*講座法整備支援*、2017、

印刷中

#### 6. 研究組織

(1)研究代表者

浅野 宜之 (ASANO, Noriyuki)

関西大学・政策創造学部・教授

研究者番号：50321097